

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-01	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	永澤
				内線	2816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	地域環境整備対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	通称「荒川ルール条例」			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市					
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01 総合的な市街地整備の推進					
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。						
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</li> <li>・大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</li> <li>・条例手続きの流れは以下のようである。</li> </ul> <p>①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会より区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</li> <li>・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行した。</li> <li>・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止する。</li> </ul>						
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		3,906	715	567	488	424	426
①決算額（27年度は見込み）		3,123	280	209	273	233	218	425
②人件費等		2,443	4,884	3,631	5,214	7,305	7,001	
③減価償却費			2,615	2,177	2,904	4,732	4,551	
【事務分担量】（%）		70	90	70	90	140	140	
合計（①+②+③）		5,566	7,779	6,017	8,391	12,270	11,770	425
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		5,566	7,779	6,017	8,391	12,270	11,770	425
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	届出件数	4	6	3	5	5	4	4
	事業者による説明会回数	4	6	3	5	5	4	4
	地域関係者会議の回数	23	36	16	40	39	30	30
	アドバイザー派遣回数	2	4	3	5	4	3	4

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	223	報酬	アドバイザー報酬	203	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	6	旅費	アドバイザー旅費	5	旅費	アドバイザー旅費	20
使用料等	地域関係者会会場使用料	3	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
食糧費	連絡調整会議賄い	1	使用料等	地域関係者会会場使用料	10	使用料等	地域関係者会会場使用料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数
	② 協定締結率（％）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多く、荒川ルールによる紛争解決とともに、解体工事による調整に多くの時間が必要となることがある。そのため、事業者に対し、地域住民への丁寧な対応と解体工事説明会の実施を要請する。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物の解体が伴う計画において、解体工事説明会の実施を事業者に要請するとともに、関係部署との連携強化を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体が伴う計画において、事業者による解体工事説明会を行わせることができ、地域住民の要望等を工事に反映させることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き解体工事説明会の実施を事業者に要請をしていく。</li> </ul>
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16三定 「荒川ルール」における区の立場について</li> <li>平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について</li> </ul>
-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 43年度		根拠法令等	都市計画法	
終期設定	○有 ●無				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。				
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者				
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること  ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導				
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、国及び都道府県等が行う開発行為も一部許可の対象となる				
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	6,922	7,412	4,356	3,020	1,953	3,295	—	
③減価償却費	—	2,469	2,022	1,614	1,014	1,788	—	
【事務分担当量】（%）	85	85	65	50	30	55	—	
合計（①+②+③）	6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	5,083	0	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	5,083	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	許可件数（基準：許可日）	4	5	6	2	0	1	3
	開発登録簿写しの交付（部数）	33	38	37	50	23	46	50

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 許可までの日数(審査期間)(日)	28	0	14	14	10	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)
	② 審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う
	③						

問題点・課題 (指標分析)	許可の審査にあたっては、区として統一的な見解をもって指導する必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事務処理マニュアルの作成	事務処理マニュアルの作成に向けて、「開発許可の手引き」における提出部数の見直しを行った。	・「開発許可の手引き」の改定 ・事務処理マニュアルの作成
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	347	報酬	審議会委員報酬	609	報酬	審議会委員報酬	692
役務費	議事録作成料	46	旅費	審議会委員旅費	11	旅費	審議会委員旅費	31
需用費	審議会賄い	8	需用費	審議会賄い	13	需用費	審議会賄い	13
使用料等	審議会会場使用料	8	役務費	議事録作成料	78	役務費	議事録作成料	79
旅費	審議会委員旅費	6	使用料等	審議会会場使用料	15	使用料等	審議会会場使用料	22

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 審議会開催件数	2	2	4	2	-	必要に応じて開催
	② 案件審議件数	2	2	3	1	-	必要に応じて開催
	③						

（問題点・課題 指標分析）	・専門性の高い審議案件が多いため、区民委員の案件内容の理解に課題がある。						
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）						
他区の実 状況							

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	・公募による区民委員の選任を実施し、2人の公募区民を決定する。	・区民4人から応募があり、選定委員会による論文審査及び、事務局との面談を通し、2人の区民委員を決定した。	・任期は2年であるため、次回は28年度に公募を実施する予定である。
②	・引き続き、区民委員の事前勉強会を開催していく。	・区民委員の事前勉強会を3回実施し、理解を深めることができた。 ・説明資料は担当部署と協議し、分かりやすい資料とした。	・引き続き、区民委員の事前勉強会を開催し、審議内容の充実を図る。また、分かりやすい資料作りを実施していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-04	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の計画的な整備改善について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。				
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区				
内容	<p>○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針を示す。</p> <p>○模擬訓練や講習会への参加を促し、復興業務を担える職員を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市復興の全体的なプロセス（都市復興マニュアル）</li> <li style="padding-left: 20px;">【第1段階】都市復興初動体制の確立（震災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降）</li> <li style="padding-left: 20px;">※区内の被害概況を早急に把握し、都市の復興方針を検討する。被害の程度によっては建築制限を実施し、計画的な市街地の復興を目指す。</li> <li>・東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加</li> <li>・被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成</li> </ul>				
経過	<p>平成9年度（東京都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定</p> <p>平成10年度（東京都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施</p> <p>平成12年度（東京都）震災対策条例公布</p> <p>平成13年度（東京都）震災復興グランドデザイン策定</p> <p>東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施</p> <p>平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定</p> <p>平成14年度（東京都）震災復興マニュアル策定 ※都市復興と生活復興を統合し再編</p> <p>平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正）</p> <p>平成20年度（東京都）区市町村震災復興標準マニュアル作成</p> <p>平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布</p> <p style="text-align: right;">※被災宅地危険度判定士 53名（平成27年度当初）</p>				
必要性	迅速かつ円滑に都市の復興を進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	—	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	—
②人件費等	1,222	4,639	3,388	5,783	4,990	3,863		
③減価償却費		1,743	1,244	2,259	2,028	1,626		
【事務分担当量】（%）	15	60	40	70	60	50		
合計（①+②+③）	1,222	6,382	4,632	8,042	7,018	5,489		0
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,222	6,382	4,632	8,042	7,018	5,489		0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	復興模擬訓練の開催（東京都）	1	1	1	1	1	1	1
	被災宅地判定士講習会（東京都）	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 都市復興マニュアルの見直し（%）	0	50	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	② 都市復興模擬訓練への参加者数	1	1	1	1	2	参加人数
	③ 被災宅地危険度判定士養成講習会への参加者数	17	12	5	10	10	参加人数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市復興マニュアルをより実効性のあるものにしていくために、内容の検証や事前準備が必要である。</li> <li>・東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加者を増やしたいが訓練日が7日間ほどあるため、一度に参加させることが出来る人数に限界がある。</li> </ul>
	<p>（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）</p> <p>都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市復興マニュアルについて、直ぐに改訂すべき部分、じっくり検討すべき部分などに分け、修正可能な部分から時点修正を行う。	公共施設等の被害状況調査を早期に実施できるようフローを見直し、時点修正を行った。	街区の被害状況調査等について、検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

況議 （要 会 質 問 状）	H13年二定：「震災復興条例の制定について」
-------------------------------	------------------------





予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理委託	1,302	委託料	システム管理委託	1,264	委託料	システム管理委託	1,389
						使用料等	著作権使用料	57

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	都市計画図アクセス状況（数）	10,651	11,690	9,898	12,000	15,000	年単位（年度単位ではない）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	都市計画法に基づく土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースに、道路・公園、居住者の属性等のデータを付加することで、全庁的に有効活用できる総合的な情報システムに発展させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	統合型GISとの一元化をめざす。	統合型GISとの一元化に向け、事業者のヒアリングを行い、カスタマイズ度合や費用対効果について検討を行った。	平成26年度に引き続き、統合型GISとの一元化をめざす。
②		白図については、一括印刷ではなく必要な時に必要な大きさを印刷できるような仕組みとした。	
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	・土地利用現況調査の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができる。 ・新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。

議 会 要 旨	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-06	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	荒川区市街地整備指導要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。				
対象者等	①都市計画法第29条に基づく開発行爲、②延べ面積1,000㎡以上の建築物、③墓地又は納骨堂の設置、④ペット火葬施設等の設置、⑤移動火葬施設の使用				
内容	<p>事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。</p> <p>近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）</p> <p>事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮</p> <p>土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>				
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱）、昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱）平成9年9月現要綱制定※以後12回改正、最終改正平成26年2月 ◎平成19年9月改正（集合住宅を条例化）、平成25年3月（戸建住宅等を条例化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	5,701	6,976	3,782	5,356	5,316	3,739		
③減価償却費		2,324	2,022	2,743	3,042	2,276		
【事務分担量】（%）	70	80	65	85	90	70		
合計（①+②+③）	5,701	9,300	5,804	8,099	8,358	6,015	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	5,701	9,300	5,804	8,099	8,358	6,015	0	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
事前申出書提出(件)	11	12	12	13	16	5	5	
協定書締結(件)	5	4	8	0	6	3	5	
協定履行確認(件)	3	4	4	5	1	7	5	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	協定締結率（％）	0	31	75	100	100	協定締結/提出（適用除外除く）
②							
③							

（問題点・課題分析）	<p>「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」については事例はないが、突発的に相談が発生することもある。                  近隣トラブルに発展する可能性が高く、難しい指導となることが想定されるため、迅速な対応ができるよう、予め指導方針を定めておく必要がある。</p>
	<p>（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区）                  未実施地区：8区（新宿・目黒・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川）                  ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす。	適切な指導により、協定締結率75%を達成した。	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である。

況議 （要 旨） 問 状	<p>平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化）                  平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-07	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	永澤	内線	2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	魅力ある都市景観づくり事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠	景観法・都景観条例・区景観条例	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市			
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備			
	施策	01 総合的な市街地整備の推進			
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主</li> <li>・宅地開発を行う事業主 等</li> </ul>				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。</li> <li>・荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。</li> <li>・景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。</li> </ul>				
経過	<p>平成16年6月 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法の公布（17年6月全面施行）。</li> <li>・17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。</li> </ul> <p>平成20年度 平成21-22年度 平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。</li> <li>・景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成。</li> <li>・区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。</li> </ul> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施</li> <li>その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施</li> </ul>				
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員 )				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	7,010	5,714	6,550	3,584	3,910	3,238	10,325	
①決算額（27年度は見込み）	6,711	5,545	4,728	1,946	2,484	1,299	10,325	
②人件費等	4,886	7,220	14,066	12,094	10,270	9,566		
③減価償却費		3,196	6,220	5,809	4,394	4,226		
【事務分担量】（%）	110	110	200	180	130	130		
合計（①+②+③）	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	10,325	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	15,091	10,325	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
事前協議件数	—	—	1	51	62	55	42	
届出件数	—	—	4	48	65	47	42	
申請計画件数	—	—	5	59	88	68	69	
アドバイザー協議開催件数	—	—	8	41	47	29	39	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	1,775	報酬	アドバイザー報酬	1,259	報酬	アドバイザー報酬等	2,686
印刷製本費	景観ニュース等	621	旅費	アドバイザー旅費	27	報償費	シンポジウム講師謝礼	78
役務費	審議会議事録作成料	46	需用費	連絡調整会議賄い等	13	旅費	アドバイザー旅費等	136
旅費	アドバイザー旅費等	33				需用費	サインガイドライン印刷製本等	914
食糧費	審議会賄い等	8				役務費	審議会議事録作成料	150
						委託料	サインガイドライン委託	305
						負担金	景観負担金	6,000

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	70.6	64.5	85.5	80.0	80.0	・対応率＝対応案件数/事前協議件数
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観まちづくりを着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。そのため、24年に公募区民等で構成する「景観まちづくり推進委員会」を設置し、景観ニュースの発行や景観フォーラムの開催等を通し、区民への周知・啓発活動を展開している。</li> <li>・今後、継続的な実施に向け、どう具体的に展開していくかが課題である。</li> <li>・また、地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくりに関する活動団体をどのように増やしていくかが課題である。</li> </ul>
他区の実施状況	<p>（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）</p> <p>景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：16区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・景観計画で示してある、風景資産の登録や、景観まちなみ協定等の景観施策を今後、具体的に展開するため、推進委員会で検討をする。	・現在、区の重要な課題は、防災街づくりであるため、防災と景観について、検討を進めることになり、推進委員会で検討を行った。	・景観ニュースの発行や景観フォーラムの開催を通して、防災と景観について、区民への啓発活動を展開していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

況議 （要 旨） 問 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」</li> <li>・23年四定 「景観条例の制定について」</li> <li>・25年一定 「景観に配慮をした公共サインについて」</li> </ul>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-09	戦略プラン	●協働	○業務	○財務	○人事												
事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	担当者名	能見												
							2812												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）																			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業														
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠																
終期設定	●有 ○無 26年度		法令等																
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画														
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市																	
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備																	
	施策	01 総合的な市街地整備の推進																	
目的	「区部における都市計画道路の整備方針（H16.3）」で都市計画の見直し候補区間として示された補助92号線、補助188号線が存する西日暮里三丁目地域において、地域住民の意向を把握するとともに、まちづくりに関する検討を行う。																		
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha，居住者：約千世帯1,800人）																		
内容	<p>○区部における都市計画道路の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内の都市計画の見直し候補区間</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">路線名</td> <td style="text-align: left;">見直し候補区間</td> <td style="text-align: left;">延長</td> <td style="text-align: left;">計画幅員</td> </tr> <tr> <td>補助92号線</td> <td>環状4号線～補助184号線</td> <td>約2,520m</td> <td>20～22m</td> </tr> <tr> <td>補助188号線</td> <td>補助92号線～日暮里駅前付近</td> <td>約460m</td> <td>6～15m</td> </tr> </table> <p>・見直しの方向性 歴史的・文化的資産と貴重な緑を活かしながら、地区内交通の円滑で安全な処理に必要な道路や、安全な歩行空間の確保、防災性の向上等の観点も含めてまちづくりに関する検討を行った上でまちづくりと整合のとれた「都市計画道路の見直し」について検討を行っていく。</p> <p>○見直しの方向性を踏まえ、地区計画の導入も見据えた地域まちづくりのルールを定める。</p>							路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員	補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m	補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m
路線名	見直し候補区間	延長	計画幅員																
補助92号線	環状4号線～補助184号線	約2,520m	20～22m																
補助188号線	補助92号線～日暮里駅前付近	約460m	6～15m																
経過	<p>平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）</p> <p>平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）</p> <p>平成17年度 「見直し候補区間」の周知、まちづくりに関する検討を行うために住民意識を高揚（説明会、アンケート）、検討組織への参加の呼びかけ、準備会議の開催</p> <p>平成18年4月 「西日暮里三丁目まちづくり協議会」発足</p> <p>以降H21年度末までに、協議会39回開催、まちづくりニュース15回発行</p> <p>平成22年3月 「西日暮里三丁目まちづくり計画」策定</p>																		
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）																		

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		2,400	—	—	—	—	—
①決算額（27年度は見込み）		2,394	—	—	—	—	—	—
②人件費等		3,666	1,430	2,784	2,465	1,410	1,068	—
③減価償却費		—	872	1,866	1,614	1,014	650	—
【事務分担量】（%）		80	30	60	50	30	20	—
合計（①+②+③）		6,060	2,302	4,650	4,079	2,424	1,718	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		6,060	2,302	4,650	4,079	2,424	1,718
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	まちづくり計画作成業務委託（千円）	2,394	—	—	—	—	—	—

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① まちづくり計画策定進捗率（%）	100	100	100	100	100	策定済：100%
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の見直しについての方針が明確にならず、今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協働の道筋が滞っている。</li> <li>・地区内で面積的に大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。</li> <li>・既存道路を6mへ拡幅することに対し沿道住民の合意取得が困難なため、地区計画に主要生活道路を位置づけることが難しく、地区計画が成り立たない。（まちづくり計画では、6m道路の必要性に触れている）</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	道路拡幅の弊害要因を詳細に検討し、主要生活道路への位置付け可能路線を検討する。	寺社や墓地、崖など、課題解決が困難な要因が点在している。	開発事業者等に、まちづくり計画を提示し道路拡幅への理解を求め、将来に向けたまちづくりへの協力をお願いする。
②	東京都の都市計画道路の見直しに向けた動向を把握し、今後の進め方を検討する。	第四次事業化計画の策定に向けた検討が進められている。	まちづくり協議会の再開を目指す。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	H17四定：「補助92号線の見直しに関して」
-------------------------------------------	------------------------





予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	・国土強靱化地域計画の制定や、来年度予定されている区の基本計画の改定を踏まえ、内容の整合を図っていく必要がある。
	他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 改定を行った区 新宿区(H19)、世田谷区(H26)、杉並区(H25)、豊島区(H27)、足立区(H18)、墨田区(H20)、中野区(H21)、北区(H22)、板橋区(H23)、江東区(H23)、港区(H19)、文京区(H23)、大田区(H23)、品川区(H25)、葛飾区(H23)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続する。	都市計画変更が必要な事業について、適切な誘導を行った。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行う。
②	マスタープランの改定に向け、大まかなスケジュールを立てる。	上位計画の改定動向や改定内容の検討を行った。	資料収集など改定作業に向けた下準備を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

況 議 会 要 質 問 状	H23年四定：「魅力ある尾久地域の整備について」 H23年一定：「荒川区の今後のまちづくりについて」 「南千住地域における今後のまちづくり」 H22年三定：「町屋地域全体のまちづくりについて」 「町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて」
---------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① まちづくりに関する活動組織	8	8	8	9	10	組織数
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	・街づくり事業を推進するために立ち上げた組織に参加した住民が、このことをきっかけに、自立したまちづくり組織に興味を示す仕組みなどを検討する必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区のコンサルタント派遣制度などの利用実態や利用のきっかけなどを把握する。	利用実績はなかったが、協議会の設立に向けての活動を行った。	区民の主体的なまちづくりの参加を促す方法について、引き続き検討する。
②	不燃化特区のエリア内で新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向けた支援を行う。（防災街づくり推進課）	新たな協議会の立ち上げに向け、働きかけを行った。	新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向け協議会の支援を行う。（防災街づくり推進課）
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

況 議 会 （ 要 質 問 状 ）	H20年三定：「総合的なまちづくり条例制定について」 H20年一定：「都市再生整備計画などを活用したまちづくり」 H19年二定：「都市計画制度の活用に関して」 「生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について」 H14年二定：「区民参加のまちづくりに関して」
-------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-14	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎
		担当者名	杉山	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備についての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民により良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る。				
対象者等	①15戸以上の共同住宅及び寄宿舎の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導</p> <p>近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立</p> <p>土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の10%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、</p> <p>管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、</p> <p>計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、</p> <p>土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮</p> <p>※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応</p> <p>工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導</p> <p>◎条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能</p>				
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化）、平成20年3月21日改正（建築主の義務強化）、平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置）、平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	—	
①決算額（27年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	8,144	8,720	5,325	5,627	6,979	6,829		
③減価償却費		2,905	2,799	3,066	3,718	3,576		
【事務分担量】（%）	100	100	90	95	110	110		
合計（①+②+③）	8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	0	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	10,405	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	建築計画書提出(件)	12	25	27	33	38	34	30
	工事完了確認通知書交付(件)	15	10	25	24	18	52	20

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 計画時の条例適合率（%）	100	100	100	100	100	適合/届出
	② 完了時の条例適合率（%）	96	82	98	100	100	完了確認通知/完了届出
	③						

（問題点・課題分析）	努力規定となっている部分については、その内容が形骸化しないよう条例の主旨を鑑み、適正な基準をもって指導を行う必要がある。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 条例：14区、要綱：6区（千代田・中央・品川・大田・杉並・葛飾）、基準：2区（練馬・足立） ◎まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家族向け住宅附置義務の見直しを行う。	家族向け住宅附置義務の強化について、検討を行った。	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。
②	関係各課との連携や事務の工夫により、子育て支援施設等の設置、町会加入誘導の強化等の課題に全庁的に取り組む。	子育て支援施設の設置等に関する事前協議の拡充について、検討を行った。	平成26年度の検討を踏まえ、条例改正を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のため、不可欠な事務である。

況議 （要 旨） 問 状	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成22年第1回定例会：集合住宅条例（その後に関する問題） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成26年第1回定例会：住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）
--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	図書購入	23	旅費	地籍担当者講習会旅費	91	旅費	地籍担当者講習会旅費	94
			需用費	図書購入	8	需用費	図書購入	113
			委託料	都市再生地籍調査委託	3,974	委託料	都市再生地籍調査委託	8,567
			負担金補助等	全国国土調査協会費	29	負担金補助等	全国国土調査協会費	53

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 街区基準点測量（km <sup>2</sup> ）	-	0.16	2	0	0.2	西日暮里五・六丁目街区
	② 官民境界先行調査（km <sup>2</sup> ）	-	0	0	0.04	0.1	27年度以降順次調査
	③						

（問題点・課題分析）	地籍調査は、管轄登記所等関係機関との調整や測量、立会、データ整理等に多くの期間を要する。荒川区の調査必要面積は約970haであるが、仮に調査作業量を年間10ha実施した場合でも調査完了までに膨大な期間を要することとなり、多くの弊害が生じる。執行体制を強化して積極的に調査を進めていく必要がある。
	他区の実況 （実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施 渋谷区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現地調査1年目の今年度は、道路形態が他地区よりも明確な区画整理地区である西日暮里五・六丁目付近の基準点測量を実施	街区調査に必要な基準点測量を、西日暮里五・六丁目付近において実施	街区境界調査の結果を地権者と現地で立会い、境界を承諾された場合は図面作成。以後、順次、継続的に調査を実施
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	地籍調査を行うことで、公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図ることができるため推進する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	[平成27年2月議会] 地籍調査の早期完結について
--------------------------	---------------------------



# 事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	蓮池	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-01-01	建築指導事務費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業 ○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 41年度		根拠	建築基準法、都市計画法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転等を計画する者及び既存建築物の所有者等				
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>				
経過	<p>昭和25年5月24日 建築基準法の制定（同11月23日施行）</p> <p>平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し）</p> <p>平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増迅速区域指定（同8月1日施行）</p> <p>平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）</p> <p>平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行</p> <p>平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等）</p> <p>平成20年～26年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）（H26:尾久中央地区）</p> <p>平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）</p> <p>平成22年～23年 建築確認手続き等の運用改善に伴う政省令・告示改正</p> <p>平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定</p>				
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915	3,503	3,998	
①決算額（27年度は見込み）	2,997	4,599	3,429	2,561	3,007	2,710	3,998	
②人件費等	100,421	110,676	110,518	107,388	109,188	102,253		
③減価償却費		42,995	46,834	48,889	51,207	49,253		
【事務分担量】（%）	1,436	1,480	1,522	1,515	1,515	1,515		
合計（①+②+③）	103,418	158,270	160,781	158,838	163,402	154,216	3,998	
特定財源								
国								
都	建築指導事務費・建築物等実態調査費	121	121	121	121	121	121	
その他	建築手数料・証明手数料	10,753	10,655	9,354	9,531	7,038	7,037	
一般財源		92,544	147,494	151,306	149,186	156,243	147,204	
							-3,160	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
建築確認申請数（区）	141	138	122	118	99	80	80	
建築確認申請数（民間確認機関）	357	481	498	497	565	477	477	
違反等件数	87	61	107	84	61	69	69	
証明発行件数	2,346	2,076	2,063	2,428	2,276	2,525	2,525	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入（図書等）	323	一般需用費	消耗品購入（図書等）	237	需用費	消耗品購入（図書等）	321
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	78	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	83	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	59
委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,565	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,505	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	2,128
委託料	構造計算適合判定業務委託	939	委託料	構造計算適合性判定業務委託	780	委託料	構造計算適合性判定業務委託	1,385
使用料及び賃借料	建築行政共用データベースシステム利用料	102	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	105	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	105

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	完了検査実施率（％）	95.4	96.6	85.4	95	100	検査済証交付件数/工事完了件数 (27年3月31日現在)
②							
③							

（問題点・課題分析）	1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施。平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。
	2 違法貸しルームへの対応、診療所、ホテル、介護施設、簡易宿舎等の火災対応、防火設備認定品の機能不良や不適合品対応、指定確認検査機関における不適正事例など多数発生している状況で、迅速かつ的確な処理が課題となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究を行う。	法令の改正に関する調整会議へ参画し、区の課題及び実情について法制部局と意見交換を行った。	法令等の改正の機会を捉え、引き続き調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しに向けた提案を行う。
②	指定確認検査機関の処理件数の増加に伴い、公正かつ適確な業務実施の確保を目的に、指定確認検査機関処理物件の点検等を実施する。	提出された指定確認検査機関処理物件の報告書を全件点検し、不備事項について改善を求めた。2機関に対し立入検査を実施した。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化に向けた方策について検討する。
③	研修等を活用し職員の処理能力の向上を図るとともに、各係に属さない問題について、係の垣根を越えたチーム体制で対応する。	タイトなスケジュールのなか、チーム編成の構築により、急な案件の処理を行った。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について継続検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の安全・衛生を確保するための基準、市街地の安全・環境を確保するための基準が定められている。 建築基準法に関する事務は地方公共団体の事務である。

議 会 要 旨 （ 要 旨 ） 状	
-------------------------------------------	--